

浜松市教育委員会会議次第

令和6年6月24日（月）

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定（黒柳委員、田中委員）

4 会期の決定

5 議 事

（1）議 案

【議決案件】

第36号議案 浜松市美術館条例施行規則の一部改正について （美術館）

第37号議案 浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について （文化財課）

（2）報 告

ア 教育長職務代理者の指名について （教育総務課）

イ 令和5年度教職員の体罰、不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について （教職員課）

ウ 北方領土青少年等現地視察事業の実施について （指導課）

6 閉 会

第 3 6 号 議 案

令和 6 年 6 月 2 4 日 提出

浜松市美術館条例施行規則の一部改正について

浜松市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市美術館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市美術館条例施行規則（昭和 4 6 年浜松市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧券)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 7 条に規定する美術品等を観覧しようとする者は、美術館観覧券(別記様式)によらなければならない。ただし、団体が観覧しようとする場合及び市長が必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(特別観覧の許可)</p> <p>第 3 条 <u>条例第 8 条の規定により特別観覧の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項について文書等により教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等の申出)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p><u>(観覧料の減免)</u></p>	<p>(観覧券)</p> <p>第 2 条 <u>浜松市美術館の美術品等を観覧しようとする者は、美術館観覧券によらなければならない。ただし、団体が観覧しようとする場合及び教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(特別観覧の許可)</p> <p>第 3 条 <u>条例第 8 条の規定により特別観覧の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項について文書等により委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等の申出)</p> <p>第 6 条 (略)</p>

第7条 条例第7条に規定する観覧料（常設展の観覧料に限る。）について、条例第12条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が観覧する場合 免除

(2) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が観覧する場合 免除

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が観覧する場合 免除

(4) 前3号に掲げる者を介護する者（以下この号において「介護者」という。）が当該介護のために観覧する場合 免除（1人分（当該介護のために2人以上の介護者が必要であると委員会が認める場合にあっては、当該必要であると認める介護者の人数分）に限る。）

(5) その他委員会が特別の理由があると認める場合 委員会が定める割合を減額又は免除

（遵守事項）

第8条 （略）

（職員の入室）

第9条 （略）

（遵守事項）

第7条 （略）

（職員の入室）

第8条 （略）

(指定管理者による管理)

第10条 条例第17条の2第2項の場合において、浜松市秋野不矩美術館に係る次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第3条第1項</u>	<u>教育委員会(以下「委員会」という。)</u> <u>委員会が</u>	<u>指定管理者</u> <u>指定管理者が</u>
<u>第3条第2項、第4条、第5条、第6条及び第7条第4号</u>	(略)	
<u>第7条第5号</u>	<u>その他委員会</u> <u>委員会が定める</u>	<u>その他指定管理者</u> <u>指定管理者が教育委員会の承認を得て定める</u>
<u>第9条</u>	(略)	

(細目)

第11条 (略)

(指定管理者による管理)

第9条 条例第17条の2第2項の場合において、浜松市秋野不矩美術館に係る次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2条</u>	<u>浜松市美術館</u> <u>教育委員会(以下「委員会」という。)</u>	<u>浜松市秋野不矩美術館</u> <u>指定管理者</u>
<u>第3条第1項及び第2項、第4条、第5条並びに第6条</u>	(略)	
<u>第8条</u>	(略)	

(細目)

第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(第 36 号議案の説明資料)

美術館

浜松市美術館条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

指定管理事業利用料金制導入に伴う浜松市美術館条例改正に関連する規則の字句の整理を行うほか、所要の整備を実施するものです。

(改正内容)

浜松市秋野不矩美術館の指定管理事業において、利用料金制導入に伴う条例改正に関連し、規則の字句整理を行うほか、浜松市美術館の使用料等に関する規則の制定による条ずれに対応する等所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

<位置図>



<施設概要>

- ・施設名称 浜松市秋野不矩美術館
- ・所在地 浜松市天竜区二俣町二俣130番地
- ・敷地面積 19,306 m²
- ・延床面積 999 m²
- ・展示室

1階	第1展示室	151 m ²
	第2展示室	162 m ²
2階	企画展示室	121 m ²

○浜松市美術館条例施行規則

昭和46年6月30日

浜松市教育委員会規則第5号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市美術館条例（昭和46年浜松市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（平17教委規則57・一部改正）

(観覧券)

第2条 浜松市美術館の美術品等を観覧しようとする者は、美術館観覧券によらなければならない。ただし、団体が観覧しようとする場合及び教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認める場合は、この限りでない。

（平17教委規則57・一部改正）

(特別観覧の許可)

第3条 条例第8条の規定により特別観覧の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項について文書等により委員会に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
 - (2) 申請者の電話番号又は連絡先
 - (3) 観覧日時
 - (4) 美術品等の名称、作者名及び点数
 - (5) 観覧目的
 - (6) 観覧内容
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項
- 2 委員会は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、特別観覧を許可し、その旨を申請者に通知する。
- 3 特別観覧の許可の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 観覧によって美術品等の保存及び管理に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - (2) 現に展示されている美術品等でないこと。
 - (3) 著作権者がある美術品等に対して、著作権者の同意を得ていること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障がないこと。

（平17教委規則57・追加）

(利用許可の申請)

第4条 条例第9条の規定により美術館の施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により委員会に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用日時
- (4) 利用施設
- (5) 利用目的
- (6) 利用内容
- (7) 利用人員
- (8) 入場料又はこれに類するものの徴収の有無
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、利用しようとする日の属する月の6月前の月の初日(休館日に当たるときは、その翌日)からとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17教委規則57・旧第3条繰下・全改)

(利用の許可)

第5条 委員会は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、美術館の施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(平17教委規則57・旧第4条繰下・全改)

(利用許可の取消し等の申出)

第6条 美術館の施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又変更を申し出ようとするときは、その旨を委員会に申し出なければならない。

(平17教委規則57・旧第5条繰下・全改)

(遵守事項)

第7条 入館者又は利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 美術館の秩序維持又は展示品・器物若しくは施設を傷つけないようにすること。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで展示資料の模写又は撮影をしないこと。
- (4) 許可を受けないで募金、図録の販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の入室)

第8条 美術館の職員は、管理上必要があるときは、使用中の室に入室することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第17条の2第2項の場合において、浜松市秋野不矩美術館に係る次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	浜松市美術館	浜松市秋野不矩美術館
	教育委員会（以下「委員会」という。）	指定管理者
第3条第1項及び第2項、第4条、第5条並びに第6条	委員会	指定管理者
第8条	職員の	職員等の
	職員は	職員又は指定管理者は

(令3教委規則8・追加)

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平17教委規則57・追加、平24教委規則11・旧第13条繰上、令3教委規則8・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日浜松市教委規則第1号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日浜松市教委規則第4号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日浜松市教委規則第5号）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成15年3月31日浜松市教委規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日浜松市教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日浜松市教委規則第57号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年1月31日浜松市教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日浜松市教委規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日浜松市教委規則第14号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日浜松市教委規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日浜松市教委規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月 日浜松市教委規則第 号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 3 7 号 議 案

令和 6 年 6 月 2 4 日 提 出

浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について

浜松市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

教育長 宮 崎 正

浜松市文化財保護審議会委員（案）

選出区分	氏 名	備 考	新/再
学識経験を有する者	あらかわ しょうじ 荒川 章二	国立歴史民俗博物館特任教授・静岡大学 名誉教授	再
学識経験を有する者	いくま りか 井熊 里佳	東海工業専門学校金山校非常勤講師	新
学識経験を有する者	きむ みよみ 金 明美	静岡大学情報学部教授	再
学識経験を有する者	つぼい しゅんぞう 坪井 俊三	元浜松市史編纂執筆委員	新
学識経験を有する者	なぐら しんいちろう 名倉 慎一郎	遠州常民文化談話会会長	再
学識経験を有する者	にいづま じゅんこ 新妻 淳子	静岡文化芸術大学デザイン学部准教授	再
学識経験を有する者	まつもと かずお 松本 一男	元掛川市職員	再
学識経験を有する者	やながわ はるひこ 柳川 晴彦	日本樹木医学会	新

任 期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

(第 37 号議案の説明資料)

文化財課

浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について

(提案理由)

浜松市文化財保護審議会委員の現任委員が 6 月 30 日に任期を満了いたしますので、7 月 1 日より新たな委員を委嘱します。

(構成等)

委員は 8 名で、再任（2 期目）が 5 名、新任が 3 名です。男女比は 5 対 3 です。任期は 3 年間です。

(根拠法令)

文化財保護法第 190 条第 1 項（昭和 25 年法律第 214 号）

浜松市文化財保護条例第 43 条（昭和 52 年浜松市条例第 28 号）

(開催回数)

年間 3 回を予定（3 年間で 9 回）

(開催内容)

浜松市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について同委員会に建議します。

令和5年度 教職員の体罰、不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

教職員課

1 調査期間及び内容

体罰・不適切な言動調査期間

(1) 第1次調査

- ① 期間 令和5年4月1日から令和5年11月30日まで
- ② 内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケート

(2) 第2次調査

- ① 期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
- ② 内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和6年3月31日まで随時報告

セクシュアル・ハラスメント調査期間

- (1) ① 期間 令和5年4月1日から令和6年3月29日まで
- ② 内容 教職員へのアンケート

2 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの考え方

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科初第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を与えるもの

- ① 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

(3) セクシュアル・ハラスメント

職員が児童・生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいう。この「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指す。また性別により役割分担すべき、とする意識が根底にあることに基づく言動も含まれる。

3 調査上の配慮事項

体罰・不適切な言動アンケートについて

- (1) アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（運営協議会委員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを講じた。
- (2) アンケートは氏名欄を設けたが無記名でもよいこととした（所属学年・学級については記入）。

4 調査結果

(1) 体罰について

① 体罰の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計
R4	43	15	0	58
R5	26	19	0	45

② 体罰の発生の場面 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	28	2	2	1	9	5	1	3	1	0	2	4	43	15
R5	15	3	1	3	7	5	0	6	0	2	3	0	26	19

③ 体罰の発生の場所 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	24	4	0	0	11	5	0	0	5	3	3	3	43	15
R5	17	6	0	0	7	6	0	0	1	4	1	3	26	19

(2) 不適切な言動について

① 不適切な言動の件数 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計
R4	26	20	2	48
R5	46	41	0	87

② 不適切な言動の発生の場面 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動			HR		スマホ (SNS)		その他		計		
	小	中	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中	高
R4	22	8	0	1	0	2	0	9	2	1	0	0	0	3	0	26	20	2
R5	33	18	0	3	2	2	0	10	0	2	1	0	0	9	7	46	41	0

③ 不適切な言動の発生の場所 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館			教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計		
	小	中	小	中	小	中	高	小	中	小	中	小	中	小	中	高
R4	21	12	0	0	1	7	2	0	0	3	3	1	1	26	23	2
R5	35	18	0	1	2	12	0	0	0	0	1	9	9	46	41	0

(3) セクシュアル・ハラスメントについて

① セクシュアル・ハラスメントの件数 (件)

年度	小学校	中学校	高校	計
R4	1	3	0	4
R5	2	6	0	8

② セクシュアル・ハラスメントの発生の場面※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		H R		スマホ (SNS)		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
R5	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6

③ セクシュアル・ハラスメントの発生の場所※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・体育館		教材室・生徒指導室		廊下・階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
R4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	3
R5	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	6

5 本市のこれまでの取組

(1) 通知文の送付

①体罰：「体罰根絶に向けた取組の徹底について (通知)」

(25 文科初第 574 号<平成 25 年 8 月 9 日>)

②体罰：「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知)」

(18 文科初第 1019 号<平成 19 年 2 月 5 日>)

※①②は体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

③セクハラ：「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」(文部科学大臣 令和 5 年 10 月 20 日)

④セクハラ：「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」(教職員課 令和 4 年)

⑤「倫理研修の実施について (通知)」(教職員課 令和 5 年 4 月 25 日)

⑥「体罰・不適切な言動の根絶に向けた取組について (通知)」(教職員課 令和 5 年 6 月 12 日)

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について教職員へ指導の徹底を依頼。また、体罰、不適切な言動が指摘された教諭等について、教職員課担当が学校に出向いて授業参観等と指導を実施。

(3) 研修会等

- ① 校長会議における管理職への注意喚起（令和5年4月12日）
- ② 校長倫理研修会において、スクールロイヤーを招いての事例研修の実施（令和5年8月9日）
- ③ 初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施。

(4) 管理職による継続した指導

- ① 全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施。
- ② 各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。
- ③ 体罰・不適切な言動調査、セクシュアル・ハラスメント調査の分析と総括を各校で管理職が実施。
- ④ セクシュアル・ハラスメント状況調査時に「資料：不適切な言動・セクシュアル・ハラスメントと判断される行為やそれにつながる行為」を使っての確認と倫理研修を実施し、各教職員の意識を強化。

6 令和6年度における取組（計画）

- (1) 全校への学校訪問を行い、校長面談や教頭面談を通して、各学校における取組状況や今後の方策について確認する。勤務服務（不祥事根絶）について、再度伝えるとともに、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶について全教職員へ指導の徹底を依頼。
- (2) 管理職による教職員面談時に、体罰・不適切な言動調査、セクシュアル・ハラスメント根絶のための指導を実施。
- (3) 初任者研修や職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起の継続実施。
- (4) 各校において、第1回目の倫理研修を6月7日までに実施（コンプライアンスセルフチェックシートの活用）。また、各校において、年間の振り返りとして2回目の倫理研修の確実な実施。
- (5) 「ケースメソッド研修」の具体事例を追加し、各校へ周知するとともに、実例に沿った「ケースメソッド研修」の複数回実施を指示。
- (6) 体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた通知文送付の際、具体事例をあげることで、偶発的な事案であっても児童・生徒・保護者のとらえ方によっては、体罰、不適切な言動、セクシュアル・ハラスメントとして受け取られることがあるという認識がもてるようにするとともに、適切で丁寧な対応を行っていけるよう啓発。
- (7) 夏季休業中に、管理職対象の「倫理研修」を実施。スクールロイヤーによる講義とグループでの事例検討を実施。
- (8) 年代の高い教員の体罰や不適切な対応を抑制することを目的として40代、50代を対象としたキャリアデザイン研修会において、体罰・不適切な言動及びセクシュアル・ハラスメントの根絶についての啓発を実施。
- (9) 複数回体罰・不適切な言動等を行った教職員に対して、必要に応じた個別研修を実施。

令和6年度

北方領土

青少年等現地視察事業

北方領土について知りたいッピ!



令和6年 8月20日(火) ~ 23日(金)

【主な行程】

- 1 日目：浜松駅集合(7:45 予定)・羽田空港・根室中標津空港・べっかい乳業興社 ※宿泊地：中標津
- 2 日目：納沙布岬・北方四島交流センター ※宿泊地：中標津
- 3 日目：標津北方領土館・羅臼郷土資料館・羅臼国後展望塔 ※宿泊地：羅臼
- 4 日目：羅臼町周辺見学・標津サーモンランド・根室中標津空港・羽田空港・浜松駅解散(19:31 到着予定)

第二次世界大戦後に北方四島がソ連に占領され、四島に住んでいた日本人は強制退去させられました。現在に至るまで、ソ連・ロシアによって法的根拠のない占拠が続いています。

北方領土返還要求静岡県民会議では、北方領土問題を身近に捉えてもらい、本問題の一層の理解と関心を高めてもらうことを目的として、青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、北方領土関連施設の見学や元島民の体験談を聞くなどの機会を提供しています。

北方領土問題対策協会 公式イメージキャラクター エリカちゃん



【募集要項】

- 募集人数
 - ・浜松市立中学校に在籍している生徒 17 名
 - ※希望者多数の場合は抽選となります。
- 参加条件
 - ・北方領土問題について学習意欲があること。
 - ・7月29日の事前説明会へ参加すること。
 - ・視察事業後はアンケートと感想文を提出すること。
 - ・今年度、浜松市で開催予定の啓発イベントにて、学習したことを発表する場合があります。
- 費用
 - ・主催者負担(交通費・宿泊費・活動経費・旅行傷害保険等)
 - ※自宅と浜松駅の往復代と各自のお土産代は自己負担となります。
- その他
 - ・浜松市教育委員会の職員が中心となって引率します。
 - ・食事のアレルギーについては、対応しきれない場合があります。
 - ・宿泊はツインもしくはシングルの部屋となります。

【申込方法について】

「さくら連絡網」で送られてきた募集案内メッセージに添付されている参加申込書をダウンロード・印刷し、必要事項を記入して、浜松市教育委員会指導課まで郵送またはご持参(8:30~17:15)ください。

締切日：6月17日(月)

※参加の決定については、メールでお知らせします。

【事前説明会】

日時：7月29日(月) 15:00~17:00

場所：クリエート浜松 4F 特別会議室

持ち物：筆記用具

問合せ先・申し込み先

浜松市教育委員会 指導課 山本・寺澤・山下

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟5階

TEL 053-457-2411

主催：北方領土返還要求静岡県民会議事務局

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18静岡中央ビル6F TEL:054-252-0620